証券コード：6638

第44期 定時株主総会
招集ご通知

開催日時 **2019年６月27日（木曜日）**
午前10時（受付開始:午前９時）

開催場所 長野県東御市常田505－1
東御市文化会館　サンテラスホール

末尾の会場ご案内図をご参照ください。

議　　案
- 第１号議案　剰余金の処分の件
- 第２号議案　定款一部変更の件
- 第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件
- 第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
- 第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第７号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

目　　次

第44期定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類…… 3
（提供書面）
事業報告…… 27
連結計算書類…… 47
計算書類…… 50
監査報告…… 53

株式会社ミマキエンジニアリング

株主各位

証券コード　6638
2019年６月10日

長野県東御市滋野乙２１８２番地３
株式会社ミマキエンジニアリング
代表取締役社長　**池田　和明**

第44期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第44期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年６月26日（水曜日）午後５時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1 日　　時	**2019年６月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前９時）**
2 場　　所	長野県東御市常田505－１ **東御市文化会館　サンテラスホール**　（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3 目的事項	**報告事項**　1. 第44期（2018年４月１日から2019年３月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第44期（2018年４月１日から2019年３月31日まで） 計算書類報告の件 **決議事項**　第1号議案　剰余金の処分の件 第2号議案　定款一部変更の件 第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件 第4号議案　監査等委員である取締役４名選任の件 第5号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 第6号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件 第7号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件
4 招集にあたっての決定事項	代理人が株主総会に出席される場合、当社定款の規定に基づき、代理人は議決権を有する他の株主様１名とさせていただきます。なお、その際は、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 当日は、ご来場のお礼にお土産を用意いたしておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し１個とさせていただきますので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。
- 本招集ご通知の提供書面のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://ir.mimaki.com/event/shareholder/）に掲載しております。なお、これらの事項は、会計監査人または監査役が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://ir.mimaki.com/event/shareholder/）に掲載させていただきます。
- 本総会終了後、同会場において会社説明会並びに製品見学会を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使等についてのご案内

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**くださいますようお願い申しあげます。



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきますようお願い申しあげます。
（下記の行使期限までに到着するようご返送ください）



期　限	2019年6月26日（水曜日）午後5時20分到着まで

議決権行使書のご記入方法

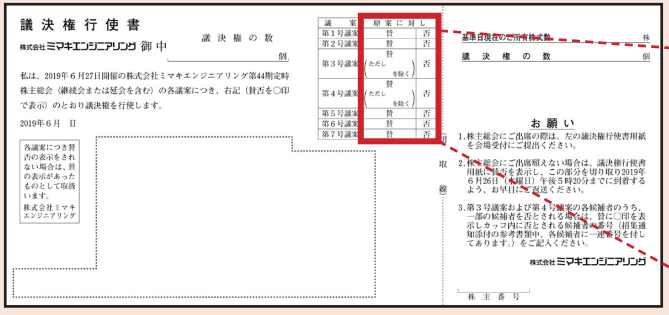

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

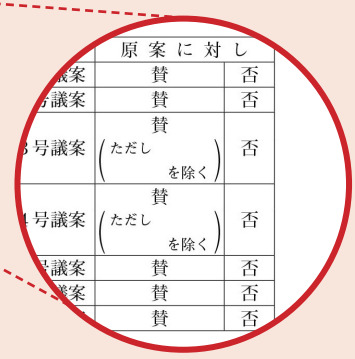

第3、4号議案について

全員賛成の場合 → **賛** に○印

全員反対の場合 → **否** に○印

一部候補者に反対の場合 → **賛** に○印をし、反対する候補者番号を下の（　）内に記入

株主総会参考書類

第1号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の業績、今後の事業展開並びに安定配当の維持等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおり第44期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第44期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式１株につき金　**7.5円** 配当総額　**229,981,748円**
剰余金の配当が効力を生じる日	2019年６月28日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金　**800,000,000円**
増加する剰余金の項目とその額	別途積立金　**800,000,000円**

第2号議案　定款一部変更の件

1. 提案の理由

（1）当社は、カンパニースローガン「M1000」を掲げ売上高1000億円企業を目指しております。この達成に向けて、今後も新製品開発、海外展開を図ってまいりますが、迅速な意思決定、監督と執行機能を明確にすることを目的として監査等委員会設置会社に移行いたします。これに関連して、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

（2）取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条に定める責任限定契約の締結を可能とするべく所要の変更を行うものであります。
なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

（3）機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第１項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう規定の新設等を行うものであります。

（4）上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。
なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第１章　総　則	第１章　総　則
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人	（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査等委員会 （削　除） （３）会計監査人
第５条　（条文省略）	第５条　（現行どおり）
第２章　株　式	第２章　株　式
第６条～第８条　（条文省略）	第６条～第８条　（現行どおり）

現行定款	変更案
（自己株式の取得） 第９条　当会社は、会社法第165条第２項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、市場取引等によって自己株式を取得することができる。	（削　除）
第10条～第11条　（条文省略）	第９条～第10条　（現行どおり）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第12条～第17条　（条文省略）	第11条～第16条　（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会 （取締役の員数） 第18条　当会社の取締役は15名以内とする。	第４章　取締役および取締役会 （取締役の員数） 第17条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は10名以内とする。 ２．当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は７名以内とする。
（新　設）	（取締役の選任および解任） 第18条　取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。 ２．～４．　（現行どおり）
（取締役の選任および解任） 第19条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ２．～４．　（条文省略）	（取締役の任期） 第19条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ３．補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。 ４．会社法第329条第３項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（取締役の任期） 第20条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	
（新　設）	

現行定款	変更案
（代表取締役および役付取締役） 第21条　取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。 ２．取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し、また必要に応じ、取締役会長１名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	（代表取締役および役付取締役） 第20条　取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。 ２．取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役社長１名を選定し、また必要に応じ、取締役会長１名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
第22条～第23条　（条文省略）	第21条～第22条　（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ２．取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ２．取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（取締役会の決議の省略） 第25条　当会社は、取締役会の決議の目的事項について、取締役の全員が書面または電磁的記録により提案に同意の意思表示をし、かつ監査役が異議を述べない時は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。	（取締役会の決議の省略） 第24条　当会社は、取締役会の決議の目的事項について、取締役の全員が書面または電磁的記録により提案に同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（新　設）	（業務執行の決定の取締役への委任） 第25条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

現行定款	変更案
（取締役会規定） 第26条　取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規定による。	（取締役会規程） 第26条　取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。
（取締役の報酬等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。
（取締役の責任免除） 第28条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。	（取締役の責任免除） 第28条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
２．当会社は社外取締役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。	２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査等委員会
（監査役の員数） 第29条　当会社の監査役は５名以内とする。	（削　除）
（監査役の選任） 第30条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　除）

現行定款	変更案
（監査役の任期） 第31条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削　除）
（常勤の監査役） 第32条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削　除）
（監査役会の招集通知） 第33条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ２．監査役全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（監査等委員会の招集通知） 第29条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ２．監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（監査役会規定） 第34条　監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規定および監査役会要領による。	（監査等委員会規則） 第30条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則、監査等委員会監査等基準および内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準による。
（監査役の報酬等） 第35条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　除）
（監査役の責任免除） 第36条　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。	（削　除）

現行定款	変更案
2．当会社は社外監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。	
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第37条　（条文省略）	第31条　（現行どおり）
（会計監査人の任期） 第38条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。	（会計監査人の任期） 第32条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
（会計監査人の報酬等） 第39条　会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によって定める。	（会計監査人の報酬等） 第33条　会計監査人の報酬等は、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によって定める。
第７章　計　算	第７章　計　算
第40条　（条文省略）	第34条　（現行どおり）
（新　設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第35条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
（剰余金の配当の基準日） 第41条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。	（剰余金の配当の基準日） 第36条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。
（新　設）	２．当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。
２．前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。	３．前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

現行定款	変更案
（中間配当） 第42条　当会社は、取締役会の決議により、毎年９月30日を基準日として中間配当をすることができる。	（削　除）
（配当金の除斥期間） 第43条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその支払の義務を免れる。 ２．　（条文省略）	（配当金の除斥期間） 第37条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。 ２．　（現行どおり）
（新　設）	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） １．当会社は、第44期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．第44期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第２項の定めるところによる。

第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、取締役全員10名は任期満了となります。また、当社は第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の地位及び担当等	属　性
1	池田（いけだ）　明（あきら）	代表取締役会長 ㈱グラフィッククリエーション代表取締役会長 ㈱池田ホールディングス代表取締役会長 アデキパートナーズ㈱代表取締役	再任
2	池田（いけだ）　和明（かずあき）	代表取締役社長 台湾御牧股份有限公司代表取締役社長 上海御牧貿易有限公司代表取締役社長 MIMAKI（THAILAND）CO., LTD.代表取締役 ㈱池田ホールディングス代表取締役社長	再任
3	竹内（たけうち）　和行（かずゆき）	専務取締役 御牧噴墨打印科技（浙江）有限公司代表取締役社長 平湖御牧貿易有限公司代表取締役社長 Mimaki La Meccanica S.p.A代表取締役社長	再任
4	三宅（みやけ）　洋（ひろし）	取締役 管理本部長	再任
5	羽場（はば）　康博（やすひろ）	取締役 営業本部長	再任
6	清水（しみず）　浩司（こうじ）	取締役 経営企画本部長	再任
7	牧野（まきの）　成昭（なりあき）	取締役 管理本部副本部長兼総務部長	再任
8	蓑毛（みのも）　誠子（せいこ）		新任　社外　独立
9	山田（やまだ）　一郎（いちろう）	東京大学名誉教授	新任　社外　独立

再任　再任取締役候補者　新任　新任取締役候補者　社外　社外取締役候補者　独立　証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号 1

池田 明（いけだ あきら）

再任

生年月日
1947年10月7日
所有する当社株式の数
8,200株
取締役在任年数
38年
取締役会出席状況
12/13回

略歴、当社における地位、担当

1971 年 4 月	長野沖電気㈱入社
1981 年 6 月	当社入社　取締役技術部長
1988 年 6 月	常務取締役
1991 年 6 月	専務取締役
1996 年 6 月	代表取締役副社長
1997 年 6 月	代表取締役社長
2010 年12月	**代表取締役会長（現任）**

重要な兼職の状況
㈱グラフィッククリエーション　代表取締役会長
㈱池田ホールディングス　代表取締役会長
アデキパートナーズ㈱　代表取締役

取締役候補者とした理由
現業態の開拓者であり、強いリーダーシップをもって当社の成長を牽引してまいりました。経営者としての豊富な経験と実績、見識を有していることから、取締役候補者として適切であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

池田 和明（いけだ かずあき）

再任

生年月日
1976年11月4日
所有する当社株式の数
30,200株
取締役在任年数
6年
取締役会出席状況
13/13回

略歴、当社における地位、担当

2004 年 4 月	㈱グラフィッククリエーション入社
2006 年 4 月	当社入社
2013 年 4 月	営業本部副本部長兼グローバルマーケティング部長
2013 年 6 月	取締役営業本部長兼グローバルマーケティング部長
2015 年 6 月	常務取締役営業本部長
2016 年 4 月	代表取締役社長兼営業本部長
2017 年10月	**代表取締役社長（現任）**

重要な兼職の状況
台湾御牧股份有限公司　代表取締役社長、上海御牧貿易有限公司　代表取締役社長
MIMAKI（THAILAND）CO., LTD. 代表取締役
㈱池田ホールディングス　代表取締役社長

取締役候補者とした理由
当社入社以来、製品企画や営業部門において大きな成果を挙げ、企業価値向上に向けた強いリーダーシップを有していることから、取締役候補者として適切であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

竹内 和行（たけうち かずゆき）

再任

生年月日
1965年3月5日
所有する当社株式の数
80,500株
取締役在任年数
5年
取締役会出席状況
13/13回

略歴、当社における地位、担当

1985 年 4 月	日本ビクター㈱（現 ㈱JVCケンウッド）入社
1990 年 5 月	当社入社
2013 年 4 月	技術本部副本部長
2014 年 4 月	技術本部長兼研究開発部長兼技術管理部長
2014 年 6 月	取締役技術本部長兼研究開発部長兼技術管理部長
2015 年 6 月	常務取締役技術本部長
2016 年 6 月	**専務取締役（現任）**

重要な兼職の状況
御牧噴墨打印科技（浙江）有限公司　代表取締役社長
平湖御牧貿易有限公司　代表取締役社長
Mimaki La Meccanica S.p.A　代表取締役社長

取締役候補者とした理由
当社入社以来、技術部門、研究開発部門において大きな成果を挙げ、2014年6月より当社取締役としてその職務を遂行していることから、取締役候補者として適切であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

三宅 洋（みやけ ひろし）

再任

生年月日
1956年5月29日
所有する当社株式の数
7,500株
取締役在任年数
3年
取締役会出席状況
13/13回

略歴、当社における地位、担当

1980 年 4 月	ソニー㈱入社
2013 年 5 月	当社入社
2013 年10月	経営企画室長
2015 年 6 月	管理本部長
2016 年 6 月	**取締役管理本部長（現任）**

重要な兼職の状況
—

取締役候補者とした理由
当社入社以来、管理部門において大きな成果を挙げ、2016年6月より当社取締役としてその職務を遂行していることから、取締役候補者として適切であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 5

羽場　康博（はば　やすひろ）

再任

生年月日
1971年７月23日
所有する当社株式の数
10,500株
取締役在任年数
３年
取締役会出席状況
13/13回

略歴、当社における地位、担当

1996 年 ４ 月	㈱キャム入社
1997 年 ９ 月	当社入社
2015 年10月	営業本部副本部長兼JP事業部長
2016 年 ６ 月	取締役
2017 年10月	取締役営業本部長
2018 年 ４ 月	取締役営業本部長兼グローバルマーケティング部長
2019 年 ４ 月	**取締役営業本部長（現任）**

重要な兼職の状況

―

取締役候補者とした理由
当社入社以来、国内及び米国の営業部門において大きな成果を挙げ、2016年６月より当社取締役としてその職務を遂行していることから、取締役候補者として適切であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 6

清水　浩司（しみず　こうじ）

再任

生年月日
1974年８月５日
所有する当社株式の数
1,800株
取締役在任年数
２年
取締役会出席状況
13/13回

略歴、当社における地位、担当

1997 年 ４ 月	㈱八十二銀行入行
2009 年 ５ 月	当社入社
2017 年 ４ 月	経営企画本部長兼経営管理部長
2017 年 ６ 月	取締役経営企画本部長兼経営管理部長
2017 年 ７ 月	取締役経営企画本部長兼経営推進部長
2018 年10月	**取締役経営企画本部長（現任）**

重要な兼職の状況

―

取締役候補者とした理由
当社入社以来、欧州の営業部門、管理部門において大きな成果を挙げ、2017年６月より当社取締役としてその職務を遂行していることから、取締役候補者として適切であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 7

牧野（まきの） 成昭（なりあき）

再任

生年月日
1960年12月12日
所有する当社株式の数
800株
取締役在任年数
1年
取締役会出席状況
10/10回（2018年6月就任後）

略歴、当社における地位、担当

1983 年 4 月	㈱八十二銀行入行
2015 年10月	当社入社　監査室長
2016 年 4 月	管理本部総務部長
2018 年 4 月	管理本部副本部長兼総務部長
2018 年 6 月	**取締役管理本部副本部長兼総務部長（現任）**

重要な兼職の状況

―

取締役候補者とした理由
当社入社以来、監査室、管理部門において大きな成果を挙げ、2018年6月より当社取締役としてその職務を遂行していることから、取締役候補者として適切であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 8

蓑毛（みのも） 誠子（せいこ）

新任
社外
独立

生年月日
1971年5月9日
所有する当社株式の数
－株
取締役在任年数
－年
取締役会出席状況
－回

略歴、当社における地位、担当

1997 年 4 月	弁護士登録
1997 年 4 月	本間・小松法律事務所（現 本間合同法律事務所）入所（現任）
2001 年 6 月	米国ニューヨーク州弁護士登録

重要な兼職の状況

―

社外取締役候補者とした理由
弁護士としての専門的知見と企業法務に関する豊富な経験を有しており、当社の社外取締役として公正かつ客観的な立場で意見をいただけると判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、蓑毛誠子氏は会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

候補者番号 9

やまだ　いちろう
山田　一郎

新任

社外

独立

生年月日
1949年8月1日
所有する当社株式の数
－株
取締役在任年数
－年
取締役会出席状況
－回

略歴、当社における地位、担当

1974年4月	日本電信電話公社武蔵野電気通信研究所 入社
1993年1月	日本電信電話㈱（現 NTT）総合企画本部・技術調査部技術支援部門長
1995年2月	同社NTT境界領域研究所通信エネルギー研究部長
1999年1月	同社NTT通信エネルギー研究所エネルギーシステム研究部長
2000年7月	同社NTT生活環境研究所長
2002年7月	東京大学大学院工学系研究科教授
2009年5月	同大学副学長（環境安全担当）
2014年6月	新電元工業㈱　社外取締役（現任）
2015年6月	東京大学名誉教授（現任）

重要な兼職の状況

東京大学名誉教授

社外取締役候補者とした理由

大学教授や副学長等を歴任し、社外取締役に求められる専門的な知識や豊富な経験を有していることから、当社の経営戦略に対してさまざまな観点から助言できると判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、山田一郎氏は会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 蓑毛誠子氏及び山田一郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 蓑毛誠子氏及び山田一郎氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。
4. 蓑毛誠子氏及び山田一郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。

第4号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の地位及び担当等	属　性
1	田中（たなか）　規幸（のりゆき）	取締役相談役 ミマキ電子部品㈱代表取締役会長	新任
2	田中（たなか）　誠（まこと）	取締役 税理士法人エクラコンサルティング代表社員	新任　社外　独立
3	荒井（あらい）　寿光（ひさみつ）	取締役	新任　社外　独立
4	善野（ぜんの）　洋（よう）	常勤監査役	新任　社外　独立

再任　再任取締役候補者　新任　新任取締役候補者　社外　社外取締役候補者　独立　証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号 1

田中（たなか） 規幸（のりゆき）

新任

生年月日
1948年11月27日
所有する当社株式の数
2,026,800株
取締役在任年数
44年
取締役会出席状況
13/13回

略歴、当社における地位、担当

1975 年10月	㈲ミマキエンジニアリング（現当社）代表取締役社長
1997 年 6 月	代表取締役会長
2004 年 6 月	**取締役相談役（現任）**

重要な兼職の状況
ミマキ電子部品㈱　代表取締役会長

監査等委員である取締役候補者とした理由
当社の創業者であり、長年にわたる経営者としての豊富な経験と見識を有していることから、監査等委員である取締役候補者として適切であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

田中（たなか） 誠（まこと）

新任
社外
独立

生年月日
1956年１月11日
所有する当社株式の数
20,000株
取締役在任年数
５年
取締役会出席状況
13/13回

略歴、当社における地位、担当

1991 年 4 月	㈱タクトコンサルティング入社
1994 年 4 月	同社　取締役
2000 年12月	三光ソフランホールディングス㈱　監査役（現任）
2011 年 8 月	税理士法人エクラコンサルティング　代表社員（現任）
2014 年 6 月	**当社　取締役（現任）**

重要な兼職の状況
税理士法人エクラコンサルティング　代表社員

監査等委員である社外取締役候補者とした理由
税理士としての経験と高い見識を有しており、当社の取締役の業務執行について客観的な立場から監督するとともに、経営全般に対し助言できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

荒井 寿光（あらい ひさみつ）

新任

社外

独立

生年月日
1944年1月10日
所有する当社株式の数
2,000株
取締役在任年数
3年
取締役会出席状況
13/13回

略歴、当社における地位、担当

1996 年 7 月	特許庁長官
1998 年 6 月	通商産業審議官
2001 年 4 月	独立行政法人日本貿易保険理事長
2003 年 3 月	内閣官房・知的財産戦略推進事務局長
2007 年 6 月	東京中小企業投資育成㈱　代表取締役社長
2011 年 6 月	コナミホールディングス㈱　社外監査役（現任）
2015 年 6 月	綜研化学㈱　社外取締役（現任）
2016 年 6 月	**当社　取締役（現任）**

重要な兼職の状況

—

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

特許庁長官、通商産業審議官等を歴任し、社外取締役に求められる豊富な経験と高い見識を有していることから、当社の経営戦略に対してさまざまな観点から助言できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

善野 洋（ぜんの ようう）

新任

社外

独立

生年月日
1958年4月1日
所有する当社株式の数
4,600株
監査役在任年数
2年
取締役会、監査役会出席状況
13/13回、14/14回

略歴、当社における地位、担当

1980 年 4 月	㈱三和銀行（現 ㈱三菱UFJ銀行）入行
2010 年 9 月	MSTリスクコンサルティング㈱　代表取締役社長
2016 年 6 月	三菱UFJキャピタル㈱　代表取締役副社長
2017 年 6 月	**当社　常勤監査役（現任）**

重要な兼職の状況

—

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

金融機関における豊富な経験と企業経営に関する幅広い見識を有しており、当社の社外監査役として公正かつ客観的な立場で意見をいただいていることから、今後も引き続き職務を適切に遂行していただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 田中誠氏、荒井寿光氏及び善野洋氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、田中誠氏、荒井寿光氏及び善野洋氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結しており、三氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、田中誠氏、荒井寿光氏及び善野洋氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、三氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第5号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2008年６月26日開催の第33期定時株主総会において年額４億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額４億円以内（うち社外取締役分につきましては、国内他社の平均的な報酬水準を参照）と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は９名（うち社外取締役２名）となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額１億円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第２号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役４名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は４名となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により当社取締役（社外取締役を除く）及び従業員並びに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員に対し、特に有利なる条件をもってストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条第１項第３号の報酬等に該当します。当社は、2008年６月26日開催の当社第33期定時株主総会において取締役報酬額につきましては年額４億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とする旨承認されておりますが、第５号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」が原案どおり可決されますと年額４億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）となります。本議案は、当該取締役の報酬額とは別枠にて取締役（社外取締役を除く）に対して報酬等として新株予約権を付与することについても、併せてご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の利益を重視した業務展開を図るため、当社取締役（社外取締役を除く）及び従業員並びに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員に対し、新株予約権を発行するものであります。

また、当社取締役に対し新株予約権を付与することについては、ストック・オプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると存じます。

なお、報酬等の具体的な算定方法は、新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズ・モデル」により算定される新株予約権１個当たりの公正な評価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

2. 新株予約権の内容

（１）新株予約権の割当の対象者及びその人数

当社の取締役（社外取締役を除く）	７名
当社の従業員、当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員	93名

（2）新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式120,000株を上限とする。このうち当社取締役（社外取締役を除く）を付与対象とする新株予約権の目的となる株式数は24,500株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数　＝　調整前株式数　×　分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

（3）新株予約権の総数

1,200個を上限とする。このうち当社取締役（社外取締役を除く）に付与する新株予約権は245個を上限とする。（新株予約権１個当たりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、上記（2）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき１株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込価額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「１株当たり払込価額」を「１株当たり処分価額」に、それぞれ読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

（５）新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当日の翌日から２年を経過した日より４年間とする。ただし、権利行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

（６）新株予約権の行使の主な条件

① 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

（７）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

（8）新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（9）新株予約権の取得に関する事項

① 当社は、新株予約権者が上記（6）による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

（10）当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

① 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

② 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③ 新設分割

新設分割により設立する株式会社

④ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

（11）新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（12）新株予約権証券を発行する場合の取扱い

新株予約権証券は発行しない。

（13）新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

3．新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

4．新株予約権の割当日

当社取締役会に委任するものとする。

5．取締役に対する報酬等の具体的な算定方法及び新株予約権の公正な評価額の算定基準

取締役に対する報酬等の具体的な算定方法は、新株予約権１個当たりの公正な評価額に、新株予約権の割当日に存在する当社取締役（社外取締役を除く）に割り当てる新株予約権の総数を乗じて得られる価額とする。

新株予約権１個当たりの公正な評価額は、割当日における諸条件をもとに「ブラック・ショールズ・モデル」を用いて算定した公正な評価に基づくものとする。

以　上

（提供書面）

事業報告（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

1 企業集団の現況

（1）当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、第２四半期まで概ね堅調に推移しましたが、第３四半期以降は中国の景気減速や米国の政策運営をめぐる不透明感など様々なマイナス要因が顕在化し、不安定な状況が続いております。また、国内経済につきましても、深刻化する人手不足に加え、消費税引き上げを控える政治面や円高懸念を抱える市場面において不安材料が内在し、世界経済と同様に楽観できない状況にあります。

このような状況においても、当社グループは着実に事業を拡大しております。市場別売上高では、2017年11月に発売開始したUCJVシリーズが牽引してSG（サイングラフィックス）市場向けが大幅に拡大しています。UCJVは、環境に優しいUVインクを搭載しプリントとカットを１台で行うことのできる革新的な製品で、今後もSG市場向けの主力機種として長期にわたって定着すると想定しております。

エリア別売上高では、販売チャネル改革に取り組んできた北・中南米で増加しております。従前の北・中南米向け売上高の販売シェアはほかのエリアに比べて見劣りしておりましたが、中期的に取り組んできた販売代理店網と販売手法の再構築の効果が表れつつあると認識しております。

また、第３四半期には、正確な位置決め技術や搬送等の高性能製品の開発に強みを有するアルファーデザイングループと、音楽・アニメ業界を中心としたグッズの企画・デザインに高い競争力のある㈱楽日を完全子会社化し、両社は第４四半期から連結業績に寄与しております。両社とのシナジー効果を早期実現することで、「自動化」「無人化」に向けた取り組みを今後さらに加速させてまいります。

その結果、当連結会計年度の売上高は554億48百万円（前連結会計年度比5.7％増）、営業利益は30億８百万円（同10.2％増）、経常利益は26億43百万円（同12.0％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は16億80百万円（同8.4％減）となりました。

当連結会計年度における市場別の売上高は以下のとおりであります。

市場別売上高

	第43期（2018年３月期）		第44期（2019年３月期）		前連結会計年度増減率（％）
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）	増減率
SG市場向け	22,587	43.0	23,981	43.3	6.2
IP市場向け	16,934	32.3	17,040	30.7	0.6
TA市場向け	6,019	11.5	5,616	10.1	△6.7
保守部品	4,164	7.9	4,194	7.6	0.7
その他	2,764	5.3	4,614	8.3	66.9
合計	52,471	100.0	55,448	100.0	5.7

SG市場向け
売上高
23,981百万円
（前連結会計年度比6.2%増）

SG市場向け製品における売上高は239億81百万円（前連結会計年度比6.2%増）であります。「UCJVシリーズ」が引き続き好調に推移していることに加え、インクやメディア等の消耗品関連も前連結会計年度を上回る売上高を確保しております。

IP市場向け
売上高
17,040百万円
（前連結会計年度比0.6%増）

IP市場向け製品における売上高は170億40百万円（同0.6%増）であります。製品本体、インクとも、ほぼ前連結会計年度と同水準の売上高を確保しております。

TA市場向け
売上高
5,616百万円
（前連結会計年度比6.7%減）

TA市場向け製品における売上高は56億16百万円（同6.7%減）であります。製品本体の売上高は前連結会計年度から減少したものの、インクやメディア等の消耗品関連では前年同期を上回る売上高を確保しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は23億45百万円で、その主なものは次のとおりであります。

当社	加沢工場　金型	2億68百万円
当社	研究開発用設備	2億65百万円

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として金融機関より長期借入金29億円を調達いたしました。
その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

④ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2018年10月22日を効力発生日としてアルファーデザイン㈱を、2018年11月26日を効力発生日として㈱楽日を、株式交換により完全子会社化いたしました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

		第41期 (2016年３月期)	第42期 (2017年３月期)	第43期 (2018年３月期)	第44期 (当連結会計年度) (2019年３月期)
売上高	(百万円)	47,840	48,331	52,471	55,448
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,631	1,250	1,833	1,680
１株当たり当期純利益	(円)	52.06	41.32	61.05	55.29
総資産	(百万円)	46,132	49,207	53,994	58,463
純資産	(百万円)	15,642	16,049	17,778	19,010
１株当たり純資産額	(円)	501.68	534.26	584.77	614.03

(注) １株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
MIMAKI USA,INC.	500千米ドル	100	当社グループ製品の販売
MIMAKI EUROPE B.V.	500千ユーロ	100	当社グループ製品の製造・販売
Mimaki Deutschland GmbH	1,000千ユーロ	100	当社グループ製品の販売
台湾御牧股份有限公司	50,000千台湾ドル	100	当社グループ製品用部品の調達、当社グループ製品の製造・販売、当社グループ製品を用いたプリントサービス
御牧噴墨打印科技（浙江）有限公司	800百万円	100	当社グループ製品の製造
平湖御牧貿易有限公司	100千人民元	100 (100)	当社グループ製品用部品の調達
上海御牧貿易有限公司	330百万円	100	当社グループ製品の販売
MIMAKI BRASIL COMERCIO E IMPORTACAO LTDA	85,242千レアル	100	当社グループ製品の販売
PT. MIMAKI INDONESIA	936億ルピア	100 (0.1)	当社グループ製品の販売
MIMAKI AUSTRALIA PTY LTD	2,000千豪ドル	100	当社グループ製品の販売
MIMAKI SINGAPORE PTE.LTD.	1,487千米ドル	100	当社グループ製品の販売
MIMAKI INDIA PRIVATE LIMITED	220百万ルピー	100	当社グループ製品の販売

会社名	資本金	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
MIMAKI EURASIA DIJITAL BASKI TEKNOLOJILERI PAZARLAMA VE TICARET LIMITED SIRKETI	19,450千トルコリラ	100 (100)	当社グループ製品の販売
Mimaki La Meccanica S.p.A	517千ユーロ	100 (100)	当社グループ製品の開発・製造
Mimaki Lithuania, UAB	6,000千ユーロ	100 (100)	当社グループ製品の製造・販売
Mimaki Bompan Textile S.r.l	1,000千ユーロ	51 (51)	当社グループ製品の販売
MIMAKI (THAILAND) CO., LTD.	72百万バーツ	100	当社グループ製品の販売
㈱ミマキプレシジョン	10百万円	100	当社グループ製品用部品の製造・加工
㈱グラフィッククリエーション	125百万円	100	当社グループ製品を用いたプリントサービス
アルファーデザイン㈱	195百万円	100	半導体自動化装置の開発・製造・販売
㈱アルファーシステムズ	60百万円	100 (100)	FA各種工場自動化装置の製造・販売
㈱アルファーテック	30百万円	100 (100)	FA各種工場自動化装置の製造・販売
㈱砺波製作所	10百万円	100 (100)	産業用部品の製造・加工
㈱楽日	3百万円	100	グッズ企画、デザイン、販売

(注) 1. 当社の議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。
2. 2018年10月 アルファーデザイン㈱との株式交換により、同社と同社子会社の㈱アルファーシステムズ、㈱アルファーテック、㈱砺波製作所を連結子会社といたしました。なお、2019年４月に㈱アルファーシステムズは㈱アルファーテックを吸収合併しております。
3. 2018年11月 株式交換により、㈱楽日を連結子会社といたしました。
4. 2018年12月 MIMAKI (THAILAND) CO., LTD.を設立し、連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

❶ 経営管理体制の再構築

当社グループは、カンパニースローガンとして「M1000」を掲げ、年商1000億円の企業を目指しております。そのためには、現有の経営資源をこれまで以上に効率的に運用する必要があります。そこで、従来の５本部（経営企画本部、技術本部、営業本部、生産本部、管理本部）と販売４極（日本、アジア・オセアニア、欧州・中東・アフリカ、北・中南米）に加えて、６つのビジネスユニット／事業部（サイングラフィックス、インダストリアルプロダクツ、テキスタイル・アパレル、ソフトウェア、ファクトリーオートメーション、プリントサービス）を新設いたしました。本件による経営管理体制の再構築を通じて採算の見える化とシナジー効果を実現し、さらなる経営効率の改善に取り組んでまいります。

❷ 品質管理体制の強化

開発型企業を標榜する当社グループにとって、製品品質の安定は最重要課題であります。品質管理体制のさらなる強化に向けて、設計・製造・サービスの各部門の課題を明確にして取り組むとともに、より実効性のある組織体制を構築してまいります。現状における各部門の課題は以下のとおりと認識しております。

- 設計部門：「設計品質の改善・初期流動期間の短縮に向けての設計評価項目の見直し」であります。
- 製造部門：「製造品質の改善・製造起因の着荷不良の削減に向けての受入・製造・品質管理体制の見直し」であります。
- サービス部門：「顧客満足度の向上・問題の早期解決に向けてのサービスサポート体制の組織化」であります。

また、これらの課題解決に必要な品質情報の収集・検証体制を強化するため、2019年４月より以下の組織変更を行っております。

- サービス現場での品質情報を遺漏なく収集するため、グローバルサポート機能を品質統括部から営業本部に移管しております。
- 市場品質問題を素早く検証して設計評価項目に反映させるため、設計評価部門を技術本部から品質統括部に移管しております。

❸ 生産・物流体制の強化

当社グループが、競合他社より優れたコスト競争力を確保するためには、生産・物流体制の効率化が不可欠であります。生産システムについては、発注・受入・組立・出荷・着荷の連動性を高めることで需要変動に対応できる体制を構築してまいります。また、少量多品種生産への切り替え等にも取り組んでまいります。インク等の消耗品についても消費地生産に積極的に取り組むことで、製品リードタイムの短縮と関税等のコスト削減を進める方針であります。物流体制については、４極体制で販売と在庫の管理を細分化し、生産と販売部門が情報を共有できる体制の整備を進めてまいります。さらに、４極の需要動向に応じてタイムリーに製品供給できる体制を構築し、航空輸送に依存しない適正な物流コストを実現してまいります。

❹ 研究・開発体制の強化

当社グループは、「新しさと違い」を提供するイノベーターとして、顧客満足度の高い新製品を素早く提供する小回りの利いた会社を目指しております。そのためには技術者の確保・育成を含め、さらなる研究・開発体制の強化が不可欠となります。具体的には、製品開発プロセスを要所で区切って進行状況の期限管理を徹底する一方で、次の開発ステップに移行可能かどうかの審査を厳格化し、設計品質の向上に努めてまいります。また、製品を成り立たせる根幹となる要素技術の開発と量産開発のノウハウを蓄積することにより、製品の品質向上と開発期間の短縮につなげてまいります。

❺ グローバル管理体制の強化

当社グループの海外販売比率は既に70%を超えており、販売拠点や生産拠点をグローバルベースで運営しておりますが、実質的な管理体制は「真のグローバル企業」に遠く及ばないと自覚しております。グローバル管理体制の強化に向けた第一歩として、管理会計のグローバル展開に取り組んでおります。さらには人事制度や基幹システムのグローバル展開を推進してまいります。また、為替リスクの低減に向けた取り組みについても進めてまいります。

❻ 地域密着型の販売・保守体制の強化

国内においては、営業拠点による新規ユーザーの開拓、製品の用途提案、製品導入後のアフターフォローやカスタマーエンジニアによる迅速な保守サービスの提供など、地域密着型の販売・保守体制を構築し、顧客満足度の向上に向けた取り組みを深化させることで、さらに競争力を高めてまいります。海外においても、各国の販売子会社のエンジニアが現地の販売代理店に対して保守トレーニングを行うことで、独自のサービス体制の構築に取り組んでまいります。今後も、地域特性に対応した明確な販売戦略の下で高速PDCAを循環させ、地域密着型の販売・保守サービス体制の強化に継続的に取り組んでまいります。

❼ 内部統制・コンプライアンスの強化

企業の社会的責任として、内部統制及びコンプライアンスの強化に取り組んでまいります。関係法令・規則の遵守はもとより、お客様の情報管理などに対するセキュリティーポリシーを確立し、役職員一人ひとりの高い倫理観の醸成、社会的良識を持った責任ある行動を目指して社内教育を行ってまいります。また、反社会的勢力との関係に対しては、断固とした対応で臨むことにより一切の関係を遮断し、コンプライアンスに則った経営を行ってまいります。

❽ 社会・環境問題への対応

当社グループは、サステナビリティ対応の一環として、資源循環型の経営・技術に鋭意取り組んでまいります。これまでも独自のインクジェット技術で、社会・環境ニーズ（在庫廃棄の削減、物流コストの削減、版やスクリーンが不要、廃インクや洗浄水の減少等）に貢献するデジタルオンデマンドプリント事業の拡大を推進してまいりました。今後も、デジタルトランスフォーメーション（バリューチェーンを含めて新たな付加価値につながるデジタル化）を的確に捕捉し、さらに深化すると思われる無人化・省人化、高速化・高品質化、無水捺染等の高度な付加価値につながる社会・環境ニーズに、いち早く対応できるよう取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2019年３月31日現在)

当社グループは、産業用インクジェットプリンタ、カッティングプロッタ等の製造販売を主たる業務としております。なお、主要製品の市場別分類は、次のとおりであります。

市場別	内容及び主要製品
SG市場向け	広告・看板等のサイングラフィックス市場向けの製品群であります。プリントとカットの両機能を併せ持ち、UV硬化インクで高いコストパフォーマンスを実現したUCJV300シリーズや、当社独自のソルベントインクを採用したJV300シリーズ及びJV150シリーズが主要製品で、大型ポスター、カーラッピング、のぼり旗、表示板等の製作に用いられております。また、大型機種でUV硬化インクを搭載したUJV55-320や、環境に優しく無臭の水性インクであるラテックスインクを搭載したJV400LXシリーズ等のほか、光学センサーで位置決めマークを読み取ることで高精度な輪郭カットを実現するカッティングプロッタのCGシリーズ等の製造販売も行っております。
IP市場向け	ノベルティや工業製品等のインダストリアルプロダクツ市場向けの製品群であります。揮発性有機化合物（VOC）の排出が極めて少ないため環境に優しく、多種多様な素材にプリント可能なUV硬化インクを採用したインクジェットプリンタのUJF-3042MkⅡ、UJF-6042MkⅡ、UJF-7151plus、JFX500-2131、JFX200-2513等が主要製品で、一般消費者向けの商品やギフト、オーダーグッズのほか、自動車の計器パネルや家電類の操作パネルなどの工業製品生産現場等で用いられております。また、SG市場向けと同様に光学センサーによる読み取り機能を搭載したフラットベッドカッティングプロッタであるCFシリーズ等の製造販売も行っております。
TA市場向け	衣服や生地等のテキスタイル・アパレル市場向けの製品群であります。ポリエステル素材を鮮やかに染色する昇華染料インクを採用したTS55-1800やTS300P-1800、綿や絹などの布地に直接プリントできるTx300P-1800B等が消費地向けの主要製品で、ファッションウェアやスポーツウェア、ネクタイやスカーフなどの生地へのプリント等に用いられております。また、生産地向けの主要製品として、ベルト搬送方式の高速インクジェットプリンタであるTiger-1800B MkⅡの製造販売も行っております。
保守部品	当社製品をお使いいただく上で必要なアフターメンテナンスに要する部品が該当いたします。
その他	上記のいずれにも属さない機種の製造・販売やサービス等が該当いたします。

(6) 主要な営業所及び工場 (2019年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所及び工場

本社・牧家工場	長野県東御市
加沢工場	長野県東御市
東京支社	東京都品川区
大阪支店	大阪府吹田市
営業所	札幌、仙台、長野、北関東、さいたま、西東京、横浜、金沢、名古屋、京都、神戸、広島、四国、福岡

② 子会社

MIMAKI USA,INC.	アメリカ合衆国ジョージア州スワニー市
MIMAKI EUROPE B.V.	オランダ王国ディーメン市
Mimaki Deutschland GmbH	ドイツ連邦共和国バイエルン州ミュンヘン市
台湾御牧股份有限公司	台湾台中縣潭子鄉
御牧噴墨打印科技（浙江）有限公司	中華人民共和国浙江省平湖市
平湖御牧貿易有限公司	中華人民共和国浙江省平湖市
上海御牧貿易有限公司	中華人民共和国上海市
MIMAKI BRASIL COMERCIO E IMPORTACAO LTDA	ブラジル連邦共和国サンパウロ州サンパウロ市
PT. MIMAKI INDONESIA	インドネシア共和国ジャカルタ市
MIMAKI AUSTRALIA PTY LTD	オーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州
MIMAKI SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール共和国
MIMAKI INDIA PRIVATE LIMITED	インド共和国ニューデリー市
MIMAKI EURASIA DIJITAL BASKI TEKNOLOJILERI PAZARLAMA VE TICARET LIMITED SIRKETI	トルコ共和国イスタンブール県
Mimaki La Meccanica S.p.A	イタリア共和国ロンバルディア州ベルガモ県
Mimaki Lithuania, UAB	リトアニア共和国ビリニュス市
Mimaki Bompan Textile S.r.l	イタリア共和国ロンバルディア州ヴァレーゼ県
MIMAKI (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国バンコク
㈱ミマキプレシジョン	長野県東御市
㈱グラフィッククリエーション	長野県上田市
アルファーデザイン㈱	長野県東御市

㈱アルファーシステムズ	長野県東御市
㈱アルファーテック	山形県米沢市
㈱砺波製作所	富山県砺波市
㈱楽日	東京都渋谷区
MIMAKI KANPHOR INDIA PRIVATE LIMITED	インド共和国ハリヤナ州グルガオン市

（注）MIMAKI KANPHOR INDIA PRIVATE LIMITED は持分法適用非連結子会社であります。

(7) 従業員の状況 (2019年３月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,984名（205名）	355名増（18名減）

（注）従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外からの出向者を含むほか、常用パートを含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は平均人員を（ ）に外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
809名（165名）	9名増（20名減）	39.4歳	9.3年

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外からの出向者を含むほか、常用パートを含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は平均人員を（ ）に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年３月31日現在)

借入先	借入額（百万円）
株式会社八十二銀行	7,562
株式会社三井住友銀行	3,778
シンジケートローン	3,550
株式会社三菱UFJ銀行	3,501
株式会社みずほ銀行	2,202
株式会社商工組合中央金庫	936
中国工商銀行	164
日本生命保険相互会社	100

（注）シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とする計５行からの協調融資によるものであります。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年３月31日現在)

① 発行可能株式総数　128,160,000株
② 発行済株式の総数　32,040,000株
③ 株主数　5,174名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社池田ホールディングス	4,497,200	14.67
有限会社田中企画	2,330,000	7.60
田中　規幸	2,026,800	6.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,611,500	5.25
東京中小企業投資育成株式会社	1,524,000	4.97
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	1,471,900	4.80
ミマキエンジニアリング従業員持株会	1,440,400	4.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,140,800	3.72
株式会社八十二銀行	840,000	2.74
アデキパートナーズ株式会社	833,200	2.72

(注) 1. 当社は自己株式1,375,767株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称			第３回新株予約権（2018年）	第４回新株予約権（2019年）
発行決議日			2018年１月16日	2019年１月16日
新株予約権の数			190個	205個
新株予約権の目的となる株式の種類と数			普通株式　19,000株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式　20,500株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額			払い込みは要しない	払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			１個当たり 121,900円 （１株当たり 1,219円）	１個当たり 81,500円 （１株当たり 815円）
新株予約権の行使期間			2020年２月16日から2024年２月15日まで	2021年３月15日から2025年３月14日まで
新株予約権の主な行使条件			（注１）	（注１）
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数	190個（注２）	205個
		目的となる株式数	19,000株	20,500株
		保有者数	７人	７人

（注）１．新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

２．取締役１名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

名称			第４回新株予約権（2019年）
発行決議日			2019年１月16日
新株予約権の数			795個
新株予約権の目的となる株式の種類と数			普通株式　79,500株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額			払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			１個当たり 81,500円 （１株当たり 815円）
新株予約権の行使期間			2021年３月15日から2025年３月14日まで
新株予約権の主な行使条件			（注）
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数	550個
		目的となる株式数	55,000株
		保有者数	50人
	当社子会社の役員及び使用人	新株予約権の数	245個
		目的となる株式数	24,500株
		保有者数	23人

（注）新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2019年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	池　田　　明	㈱グラフィッククリエーション代表取締役会長、㈱池田ホールディングス代表取締役会長、アデキパートナーズ㈱代表取締役
代表取締役社長	池　田　和　明	台湾御牧股份有限公司代表取締役社長、上海御牧貿易有限公司代表取締役社長、MIMAKI（THAILAND）CO., LTD.代表取締役、㈱池田ホールディングス代表取締役社長
専務取締役	竹　内　和　行	御牧噴墨打印科技（浙江）有限公司代表取締役社長、平湖御牧貿易有限公司代表取締役社長、Mimaki La Meccanica S.p.A代表取締役社長
取締役	三　宅　　洋	管理本部長
取締役	羽　場　康　博	営業本部長
取締役	清　水　浩　司	経営企画本部長
取締役	牧　野　成　昭	管理本部副本部長兼総務部長
取締役相談役	田　中　規　幸	ミマキ電子部品㈱代表取締役会長
取締役	田　中　　誠	税理士法人エクラコンサルティング代表社員
取締役	荒　井　寿　光	
常勤監査役	善　野　　洋	
監査役	岩　下　智　和	岩下法律事務所所長
監査役	土　屋　幸　夫	

（注）1. 取締役田中誠氏及び荒井寿光氏は社外取締役であります。
2. 監査役善野洋氏、岩下智和氏及び土屋幸夫氏は社外監査役であります。
3. 監査役善野洋氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役田中誠氏、荒井寿光氏並びに監査役善野洋氏、岩下智和氏及び土屋幸夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2018年６月28日の定時株主総会において、牧野成昭氏が取締役に選任され、就任いたしました。
6. 事業年度中における取締役の地位及び担当等の異動は、次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
清　水　浩　司	取締役経営企画本部長兼経営推進部長	取締役経営企画本部長	2018年10月１日

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、法令が規定する額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	員数（名）	報酬等の総額（百万円）
取締役（うち社外取締役）	11 (2)	216 (18)
監査役（うち社外監査役）	3 (3)	33 (33)
合計（うち社外役員）	14 (5)	250 (52)

（注）1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
なお、当社の取締役１名が子会社の常勤役員を兼任することにより、上記以外に当該子会社より９百万円の報酬が支払われております。
2. 取締役の報酬限度額は、2008年６月26日開催の第33期定時株主総会において年額400百万円以内（使用人兼務取締役の使用人部分は除く。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2008年６月26日開催の第33期定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の総額には、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額として取締役８名２百万円が含まれております。

④ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役田中誠氏は、税理士法人エクラコンサルティング代表社員であります。当社は税理士法人エクラコンサルティングとの間に特別な関係はありません。

・監査役岩下智和氏は、岩下法律事務所所長であります。当社は岩下法律事務所との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主　な　活　動　状　況
取　締　役	田中　誠	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、主に税理士としての立場から意見を述べるなど、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取　締　役	荒井寿光	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、主に知的財産分野及び企業経営における豊富な経験に基づいた意見を述べるなど、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監　査　役	善野　洋	当事業年度に開催された取締役会13回全て、監査役会14回全てに出席し、金融機関における豊富な経験と企業経営に関する幅広い見識から、取締役会及び監査役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監　査　役	岩下智和	当事業年度に開催された取締役会13回全て、監査役会14回全てに出席し、主に弁護士としての立場から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監　査　役	土屋幸夫	当事業年度に開催された取締役会13回全て、監査役会14回全てに出席し、主に東京中小企業投資育成㈱でのキャリアを活かした意見を述べるなど、取締役会及び監査役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

（注）書面決議による取締役会の回数は除いております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　**有限責任監査法人トーマツ**

② 報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、MIMAKI EUROPE B.V.、台湾御牧股份有限公司、御牧噴墨打印科技（浙江）有限公司、平湖御牧貿易有限公司、上海御牧貿易有限公司、PT. MIMAKI INDONESIA、MIMAKI SINGAPORE PTE.LTD.、MIMAKI INDIA PRIVATE LIMITEDは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社は、「コンプライアンス規程」を制定・施行し、取締役一人ひとりがコンプライアンスの重要性を認識し、取引先・株主・従業員等のステークホルダーの要望に応えるため、法令等を遵守するよう徹底を図っております。

ロ．取締役会は、法令・定款及び「取締役会規程」に基づき、経営に関する重要事項を決定しております。

ハ．代表取締役社長の直轄部署として監査室を設置し、内部監査を実施しております。監査室の監査により法令・定款及び社内規程に違反する事項が発見された場合には、直ちに代表取締役会長及び代表取締役社長に報告しております。

ニ．取締役が法令・定款及び社内規程に違反する行為を発見した場合には、コンプライアンス推進者に通報できる社内体制を整備しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役会議事録、稟議書など取締役の職務執行に係る情報を各種法令及び「取締役会規程」、「稟議規程」に従い、適切に保管及び管理される体制を整備しております。

ロ．情報の管理については、「情報セキュリティ管理規程」、「個人情報保護管理・個人番号及び特定個人情報取扱規程」に従い、適切に保管及び管理される体制を整備しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．「取締役会規程」、「組織・職務分掌及び権限規程」及び「稟議規程」に従い、業務の遂行は、所定の決裁、承認を得た後に行う体制を整備しております。

ロ．管理本部長は、取締役会が決定した基本方針に基づき、内部統制を整備及び運用する役割と責任を有しております。

ハ．監査室の監査により法令・定款違反、その他損失の危険のある業務執行が発見された場合には、内容及び損失の程度等について、直ちに代表取締役会長及び代表取締役社長に報告される体制を構築しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．定例取締役会を原則月１回開催し、重要事項及び業務執行を決定し、各取締役の業務執行状況の監査等を行うとともに、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を１年と定めております。

ロ．取締役の職務執行は、「取締役会規程」及び「組織・職務分掌及び権限規程」に取締役会付議事項と定められている事項については、全て取締役会に付議することを遵守し、多面的な審議を経て意思決定を行う体制を取っております。

ハ．取締役の日常の職務執行については、「組織・職務分掌及び権限規程」、「稟議規程」等の意思決定ルールに基づき権限を明確化し、効率的な達成方法を定めております。また、取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことにより、業務の効率的運営を図っております。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社は、「コンプライアンス規程」を制定・施行し、使用人一人ひとりがコンプライアンスの重要性を認識し、取引先・株主・従業員等のステークホルダーの要望に応えるため、法令等を遵守するよう徹底を図っております。

ロ．代表取締役社長の直轄部署として監査室を設置し、内部監査を実施しております。監査室監査により法令・定款及び社内規程に違反する事項が発見された場合、監査室は直ちに代表取締役会長及び代表取締役社長に報告しております。

ハ. 使用人が法令・定款及び社内規程に違反する行為を発見した場合には、コンプライアンス推進者に通報できる社内体制を整備しております。

⑥ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 「関係会社管理規程」において、子会社の営業成績、財務状況その他重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付けております。また、「関係会社管理規程」に定めている子会社取り纏め部署の経営企画本部及び各子会社窓口の各担当部は、子会社の損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度及び当社に及ぼす影響等について、当社の取締役会、代表取締役会長及び代表取締役社長に報告する体制を確保しております。

ロ. 当社はグループ中期経営計画を策定し、当該中期計画を具体化するため、毎事業年度ごとの重点経営目標及び予算配分を定めております。

ハ. 当社が設置・運営する「コンプライアンス相談・通報窓口」は、当社及び子会社の役員及び従業員等が利用できる体制を確保しております。

ニ. 監査室は、子会社に対する内部監査を行い、法令・定款違反、その他損失の危険にある業務執行が発見された場合には、損失の危険の内容、損失の程度及び当社に及ぼす影響等について、代表取締役会長及び代表取締役社長に報告する体制を確保しております。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

イ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には当該使用人を置くこととし、その人事については取締役と監査役で意見交換の上決定するものとしております。

ロ. 当該使用人の独立性と当該使用人への指示の実効性の確保に十分留意し、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒等に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとしております。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。

ロ. 取締役及び使用人は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告いたします。

ハ. 取締役及び使用人は、経営層において法令・定款違反、その他損失の危険のある業務執行が発見された場合には、「コンプライアンス規程」により監査役会に報告できる体制を構築しております。

⑨ 子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

イ．子会社の業務または財務の状況に重大な影響を与える可能性のある事態が発生した場合、当該子会社の取締役及び使用人は速やかに当社取締役、経営企画本部長及び各子会社窓口の各担当部に報告いたします。報告を受けた事項のうち当社監査役の職務の執行に必要な範囲のものは、速やかに報告いたします。

ロ．監査室は、子会社の内部監査の実施状況、「コンプライアンス相談・通報窓口」による子会社に関する通報のうち重要なものは当社監査役に報告いたします。なお、当社監査役から求められた場合、子会社の取締役及び使用人は速やかに適切な報告を行います。

⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「コンプライアンス相談・通報窓口」への通報と同様、当社監査役に対しその職務執行に資する通報がなされた場合、通報者が不利益を被ることがない旨明文化し、グループ全役職員に周知徹底いたします。

⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役（会）の職務執行について生じる費用または債務の処理については、通常の監査費用は、予算化するとともに、監査役（会）職務の執行にあたり必要と認めるときは、外部専門家等を起用することができるとしております。

⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．代表取締役及び取締役は、監査活動の実効性を高めるため、監査役と平素より重要課題等について意見交換を行うなど、意思疎通を図っております。

ロ．監査室は、内部監査結果の報告や定例的な会合により、随時監査役との連携を図っております。

⑬ 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、暴力団等いわゆる反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断しております。また、新規取引の際には、相手方が反社会的勢力に該当しないか調査の上、取引を開始しております。

⑭ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び子会社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努めております。また、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保しております。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について当事業年度において、取締役会を13回開催（書面決議を除く）しており、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。

② 当社は、取締役会だけではなく、原則月１回開催される当社の経営会議にて、当社グループの事業を取り巻くさまざまなリスクに対して管理可能となるようにしております。

③ 当社は、問題の早期発見・未然防止を図るため、内部通報窓口を複数設置し、通報者保護を「公益通報者保護規程」に明文化するなど、適切に運用しております。

④ 監査役の職務の執行について当事業年度において、監査役会を14回開催しており、経営の適法性、適正性、コンプライアンスに関して幅広く意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。

連結計算書類

連結貸借対照表

（単位：千円）

科目	第44期 2019年3月31日現在
資産の部	
流動資産	**42,121,226**
現金及び預金	11,994,422
受取手形及び売掛金	9,442,738
商品及び製品	12,292,865
仕掛品	1,584,892
原材料及び貯蔵品	4,145,331
その他	2,689,769
貸倒引当金	△28,793
固定資産	**16,341,777**
有形固定資産	**10,724,112**
建物及び構築物	4,225,831
機械装置及び運搬具	486,045
工具、器具及び備品	1,868,261
土地	3,262,745
リース資産	412,510
建設仮勘定	468,718
無形固定資産	**2,398,301**
のれん	1,441,724
その他	956,577
投資その他の資産	**3,219,364**
投資有価証券	69,552
長期貸付金	31,021
繰延税金資産	1,504,652
その他	2,057,803
貸倒引当金	△443,665
資産合計	**58,463,004**

科目	第44期 2019年3月31日現在
負債の部	
流動負債	**28,891,454**
支払手形及び買掛金	3,726,025
電子記録債務	4,626,156
短期借入金	11,054,710
1年内返済予定の長期借入金	2,615,481
リース債務	101,157
未払金	1,463,886
未払法人税等	327,606
賞与引当金	881,035
役員賞与引当金	40,673
製品保証引当金	1,008,315
その他	3,046,404
固定負債	**10,560,911**
長期借入金	9,564,594
リース債務	338,609
繰延税金負債	72,326
退職給付に係る負債	452,687
資産除去債務	47,600
その他	85,094
負債合計	**39,452,365**
純資産の部	
株主資本	**19,865,971**
資本金	**4,357,456**
資本剰余金	**4,617,040**
利益剰余金	**11,509,976**
自己株式	**△618,501**
その他の包括利益累計額	**△1,037,285**
その他有価証券評価差額金	**977**
為替換算調整勘定	**△1,068,880**
退職給付に係る調整累計額	**30,617**
新株予約権	**12,088**
非支配株主持分	**169,864**
純資産合計	**19,010,639**
負債純資産合計	**58,463,004**

連結損益計算書

（単位：千円）

科目	第44期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで
売上高	**55,448,425**
売上原価	**29,418,210**
売上総利益	**26,030,215**
販売費及び一般管理費	**23,022,152**
営業利益	**3,008,063**
営業外収益	**181,835**
受取利息	35,026
受取配当金	948
受取保険金	8,679
保険返戻金	521
受取還付金	46,784
助成金収入	5,235
その他	84,640
営業外費用	**546,734**
支払利息	179,184
売上割引	90,603
為替差損	233,444
持分法による投資損失	15,884
その他	27,616
経常利益	**2,643,164**
特別利益	**23,693**
固定資産売却益	23,693
特別損失	**6,268**
固定資産売却損	1,562
段階取得に係る差損	4,706
税金等調整前当期純利益	**2,660,589**
法人税、住民税及び事業税	873,474
法人税等調整額	138,180
当期純利益	**1,648,934**
非支配株主に帰属する当期純損失	**△31,291**
親会社株主に帰属する当期純利益	**1,680,226**

連結株主資本等変動計算書

第44期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	4,357,456	4,269,686	10,280,353	△804,308	18,103,187
当連結会計年度変動額					－
剰余金の配当			△450,603		△450,603
親会社株主に帰属する当期純利益			1,680,226		1,680,226
自己株式の取得				△175,498	△175,498
株式交換による変動		347,354		361,305	708,659
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					－
当連結会計年度変動額合計	－	347,354	1,229,623	185,806	1,762,784
当連結会計年度末残高	4,357,456	4,617,040	11,509,976	△618,501	19,865,971

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	4,403	△574,895	33,843	△536,647	1,725	209,822	17,778,087
当連結会計年度変動額							－
剰余金の配当							△450,603
親会社株主に帰属する当期純利益							1,680,226
自己株式の取得							△175,498
株式交換による変動							708,659
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△3,426	△493,984	△3,226	△500,637	10,362	△39,957	△530,231
当連結会計年度変動額合計	△3,426	△493,984	△3,226	△500,637	10,362	△39,957	1,232,551
当連結会計年度末残高	977	△1,068,880	30,617	△1,037,285	12,088	169,864	19,010,639

計算書類

貸借対照表

（単位：千円）

科目	第44期 2019年3月31日現在
資産の部	
流動資産	**31,256,577**
現金及び預金	4,565,142
受取手形	343,243
売掛金	12,252,054
商品及び製品	7,616,726
仕掛品	448,094
原材料及び貯蔵品	2,616,621
前払費用	49,369
その他	3,374,745
貸倒引当金	△9,421
固定資産	**20,534,877**
有形固定資産	**7,020,253**
建物	3,139,234
構築物	41,504
機械及び装置	31,924
車両運搬具	141
工具、器具及び備品	893,589
土地	2,799,435
リース資産	15,159
建設仮勘定	99,263
無形固定資産	**694,926**
のれん	46,682
特許権	34,366
ソフトウエア	579,934
その他	33,942
投資その他の資産	**12,819,698**
投資有価証券	60,501
関係会社株式	5,483,503
出資金	2,740
関係会社出資金	5,239,086
関係会社長期貸付金	296,722
破産更生債権等	1,497,844
長期前払費用	12,578
繰延税金資産	743,856
その他	579,124
貸倒引当金	△1,096,258
資産合計	**51,791,454**

科目	第44期 2019年3月31日現在
負債の部	
流動負債	**25,462,522**
支払手形	398,152
買掛金	2,353,553
電子記録債務	4,626,156
短期借入金	10,758,070
1年内返済予定の長期借入金	2,439,870
リース債務	5,328
未払金	850,904
未払費用	307,762
未払法人税等	112,828
前受金	1,948,233
預り金	103,602
賞与引当金	679,297
役員賞与引当金	40,673
製品保証引当金	837,085
その他	1,003
固定負債	**8,946,891**
長期借入金	8,451,354
リース債務	11,044
退職給付引当金	367,582
資産除去債務	31,817
その他	85,094
負債合計	**34,409,414**
純資産の部	
株主資本	**17,369,115**
資本金	**4,357,456**
資本剰余金	**4,617,040**
資本準備金	4,245,456
その他資本剰余金	371,584
利益剰余金	**9,009,334**
利益準備金	18,035
その他利益剰余金	8,991,299
別途積立金	7,500,000
繰越利益剰余金	1,491,299
自己株式	**△614,715**
評価・換算差額等	**835**
その他有価証券評価差額金	**835**
新株予約権	**12,088**
純資産合計	**17,382,040**
負債純資産合計	**51,791,454**

損益計算書

（単位：千円）

科目	第44期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで
売上高	**41,585,196**
売上原価	**26,364,002**
売上総利益	**15,221,194**
販売費及び一般管理費	**13,235,699**
営業利益	**1,985,494**
営業外収益	**71,616**
受取利息及び配当金	17,045
受取賃貸料	30,128
受取保険金	5,740
保険返戻金	521
助成金収入	5,235
その他	12,945
営業外費用	**322,162**
支払利息	144,246
賃貸資産減価償却費	7,515
為替差損	151,284
その他	19,115
経常利益	**1,734,948**
特別利益	**3,696**
固定資産売却益	3,696
税引前当期純利益	**1,738,645**
法人税、住民税及び事業税	448,393
法人税等調整額	40,986
当期純利益	**1,249,265**

株主資本等変動計算書

第44期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	4,357,456	4,245,456	24,230	4,269,686	18,035	6,300,000	1,892,637	8,210,672	△804,308	16,033,506
当期変動額										
別途積立金の積立						1,200,000	△1,200,000		－	－
剰余金の配当							△450,603	△450,603		△450,603
当期純利益							1,249,265	1,249,265		1,249,265
自己株式の取得									△171,712	△171,712
株式交換による変動			347,354	347,354					361,305	708,659
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	347,354	347,354	－	1,200,000	△401,338	798,661	189,592	1,335,609
当期末残高	4,357,456	4,245,456	371,584	4,617,040	18,035	7,500,000	1,491,299	9,009,334	△614,715	17,369,115

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	4,403	4,403	1,725	16,039,636
当期変動額				
別途積立金の積立				－
剰余金の配当				△450,603
当期純利益				1,249,265
自己株式の取得				△171,712
株式交換による変動				708,659
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,567	△3,567	10,362	6,795
当期変動額合計	△3,567	△3,567	10,362	1,342,404
当期末残高	835	835	12,088	17,382,040

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年５月16日

株式会社　ミマキエンジニアリング
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　矢野浩一　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　藤野竜男　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ミマキエンジニアリングの2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミマキエンジニアリング及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年５月16日

株式会社　ミマキエンジニアリング
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**矢野浩一**㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**藤野竜男**㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ミマキエンジニアリングの2018年４月１日から2019年３月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月17日

株式会社ミマキエンジニアリング監査役会

常勤社外監査役　**善野　洋** ㊞

社外監査役　**岩下智和** ㊞

社外監査役　**土屋幸夫** ㊞

以　上

メ　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場

東御市文化会館　サンテラスホール

長野県東御市常田505－１　　電話（0268）62－3700

交通

上信越自動車道　東部湯の丸ICより自動車５分

JR北陸新幹線　上田駅よりタクシー30分

しなの鉄道　田中駅より徒歩20分

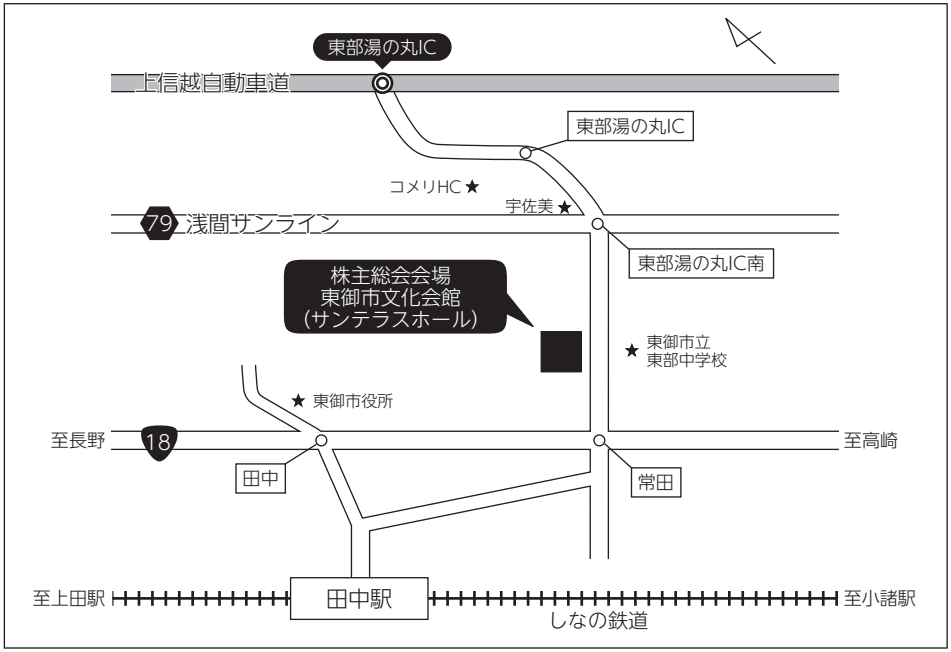

●しなの鉄道田中駅をご利用の株主様には、電車到着時刻に合わせ、田中駅より東御市文化会館までマイクロバスでお送りいたします。

≪しなの鉄道田中駅 時刻表≫

	田中駅 到着時刻		
上田方面より	8：50	9：15	9：41
小諸方面より	8：50	9：24	9：42

※　この時刻表は、実際の電車運行と異なる場合があります。

※　株主総会の開始時刻は午前10時（受付開始午前９時）です。時間に余裕をもってお出掛けください。

●お帰りの際も、東御市文化会館（北側出口付近）から田中駅までマイクロバスでお送りいたします。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。